

京都市東山区市民憲章推進者表彰審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第1条の規定に基づき、京都市東山区市民憲章推進者表彰審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び会長)

第2条 審査会の委員は、東山区における市民憲章の推進に関連する団体の中から区長が必要と認める者をもって充てる。

2 委員の任期は1年とする。

3 審査会の委員の定員は6名以内とする。

4 審査会に会長を置く。

5 会長は、委員の互選により定める。

6 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

6 審査会の事務は、東山区役所地域力推進室において行う。

(被表彰者、被内申者の選定)

第4条 審査会は、東山区民（団体を含む。）のうち、京都市市民憲章を率先して推進し、特に区民の模範であると認められる者を区長が表彰する者について、別に定める京都市市民憲章推進者東山区表

彰審査基準（以下、「審査基準」という。）に基づき被表彰者を選定する。

- 2 審査会は、京都市市民憲章推進者表彰要綱第6条第2項の規定に基づいて、区長が内申を行う者について、審査基準に基づき被内申者を選定する。

（被表彰者の推薦）

第5条 委員は、前条各号に該当する者がいるときは、その者を区審査会に推薦することができる。

（表彰の方法）

第6条 第4条第1項における区長による表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰を受けた者又は団体は、表彰者名簿に登載し、永くその善行を伝える。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として毎年3月に行う。

- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、随時に表彰を行うことができる。

（死亡した者の表彰）

第8条 表彰を受けるべきものが死亡したときは、表彰状をその者の遺族に交付する。

（補則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則 この要綱の施行に際し、京都市市民憲章推進者東山区表彰要綱は廃止する。

（平成25年12月6日施行）

（平成27年4月1日施行）

（令和4年4月1日施行）